

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部
を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

目次

第1章 総務（第1条）

第2章 厚生福祉（第2条―第7条）

第3章 建設（第8条）

附則

第1章 総務

（春日部市税条例の一部改正）

第1条 春日部市税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

改正後	改正前
（市民税の減免） 第51条 （2） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受ける者 （3） （略） （4） （略） （5） （略） （6） （略）	（市民税の減免） 第51条 （2） （略） （3） （略） （4） （略） （5） （略）

第2章 厚生福祉

（春日部市手数料条例の一部改正）

第2条 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。

(2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(手数料の減免)	(手数料の減免)
第4条	第4条
2	2
(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者から請求があつたもので、市長が必要と認めたもの	
(4) (略)	(3) (略)
(5) (略)	(4) (略)
(6) (略)	(5) (略)
4 第2項（同項第6号を除く。）の規定にかかわらず、計量法の規定に基づく検査に係る手数料は、免除しない。	4 第2項（同項第5号を除く。）の規定にかかわらず、計量法の規定に基づく検査に係る手数料は、免除しない。

(春日部市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条	第2条
(5) 一部負担金 こどもに係る医療費のうち、医療保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）が、医療保険各法の規定により負担すべき額、入院時食事療養標準負担額の2分の1に相当する額及び保護者が他の法令に基づいて医療の給付にかかり負担すべき額をいう。ただし、 <u>法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付金があるときは、その額を控除した額</u> をいう。	(5) 一部負担金 こどもに係る医療費のうち、医療保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）が、医療保険各法の規定により負担すべき額、入院時食事療養標準負担額の2分の1に相当する額及び保護者が他の法令に基づいて医療の給付にかかり負担すべき額をいう。ただし、 <u>保険者が給付する付加給付金があるときは、その額を控除した額</u> をいう。
(助成金の返還)	(助成金の返還)
第9条 市長は、偽りその他不正の行為により医	第9条 市長は、偽りその他不正の行為により医

療費の助成を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者からその助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

療費の助成を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者からその助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(定義) 第2条 6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額の2分の1に相当する額、<u>法令又はそれに準ずる規定</u>による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。 (対象者) 第3条 2 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者 (3) (略) (4) (略) (5) <u>前4号</u>に掲げるもののほか、規則で定める医療費支給事業により医療費の助成を受けることができる者 (返還) 第11条 市長は、偽りその他不正の行為により、	(定義) 第2条 6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額の2分の1に相当する額、<u>他の法令の規定</u>による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。 (対象者) 第3条 2 (2) (略) (3) (略) (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、規則で定める医療費支給事業により医療費の助成を受けることができる者 (返還) 第11条 市長は、偽りその他不正の行為により、

ひとり親家庭等医療費の助成を受けた者がある
とき、又は他の法令等により医療費の支給を受
けた者があるときは、その者から当該助成を受
けた額の全部又は一部を返還させることができる。

ひとり親家庭等医療費の助成を受けた者がある
ときは、その者から当該助成を受けた額の全部
又は一部を返還させることができる。

(春日部市高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例の一部改正)

第5条 春日部市高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例(平成17年条例第104号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号(以下「改正前の号」という。)の表示及びそれに対応する改正後の欄の号(以下「改正後の号」という。)の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後		改正前	
(手数料の減免)		(手数料の減免)	
第5条		第5条	
(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付の受給に至ったとき。			
(3) (略)		(2) (略)	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
区分	手数料 の額 (1月 当たり)	区分	手数料 の額 (1月 当たり)
A 生活保護法に基づく被保護世帯	0円	A 生活保護法による被保護世帯	0円
B 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受給する世帯	0円		
C (略)	(略)	B (略)	(略)
D (略)	(略)	C (略)	(略)
E (略)	(略)	D (略)	(略)

<u>F</u>	(略)	(略)	<u>E</u>	(略)	(略)
<u>G</u>	(略)	(略)	<u>F</u>	(略)	(略)

(春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第6条 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条	第2条
3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額の2分の1に相当する額、生活療養標準負担額（食費分に係る額の2分の1に相当する額を除く。）、 <u>法令又はそれに準ずる規定</u> による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。	3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額の2分の1に相当する額、生活療養標準負担額（食費分に係る額の2分の1に相当する額を除く。）、 <u>他の法令の規定</u> による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。
(対象者)	(対象者)
第3条	第3条
2	2
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく <u>保護を受けている者</u>	(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく <u>保護を受けている世帯に属する者</u>
(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者	
(3) (略)	(2) (略)

(春日部市立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第7条 春日部市立病院使用料及び手数料条例（平成17年条例第205号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引

かれた字句に改める。

改正後	改正前
(使用料) 第2条 (1) ア 社会保険、国保、<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）</u>、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）</u>及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）によるもの 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「各医療保険診療報酬算定方法等」という。）により算定した額 (使用料等の減免) 第4条 <u>生活保護法に基づく生活扶助を受けている者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者又は市長が必要であると認めた者に対しては、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。</u>	(使用料) 第2条 (1) ア 社会保険、国保、<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）</u>及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）によるもの 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「各医療保険診療報酬算定方法等」という。）により算定した額 (使用料等の減免) 第4条 <u>生活保護法による生活扶助を受けている者又は市長が必要であると認めた者に対しては、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。</u>

第3章 建設

(春日部市市営住宅条例の一部改正)

第8条 春日部市市営住宅条例(平成17年条例第142号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

改正後	改正前
(入居者の資格) 第6条 (1) カ <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者</u>	(入居者の資格) 第6条 (1)

キ (略)	カ (略)
ク (略)	キ (略)
ケ (略)	ク (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の部分による改正後の春日部市税条例の規定、第2条の部分による改正後の春日部市手数料条例の規定、第3条の部分による改正後の春日部市子ども医療費の助成に関する条例の規定、第4条の部分による改正後の春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定、第5条の部分による改正後の春日部市高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例の規定、第6条の部分による改正後の春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定、第7条の部分による改正後の春日部市立病院使用料及び手数料条例の規定及び第8条の部分による改正後の春日部市市営住宅条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。